

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成30年1月29日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成 3 0 年 第 1 回 牛 久 市 議 会 臨 時 会 会 期 日 程

日 次	月	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	1 月	2 9 日	月	午 前 1 0 時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議員派遣の件 ○議案上程（1号～4号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

平成30年第1回牛久市議会臨時会

議事日程第1号

平成30年1月29日（月）午前10時開会

日程第1． 会議録署名議員の指名

日程第2． 会期の決定

日程第3． 議員派遣の件

日程第4． 議案第1号 牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5． 議案第2号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6． 議案第3号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

日程第7． 議案第4号 工事請負契約の締結について

午前10時00分開会

○議長（板倉 香君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○

会議録署名議員の指名

○議長（板倉 香君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番鈴木かずみ君、16番利根川英雄君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第1号ないし議案第4号の4件であります。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、報告第1号ないし報告第5号の5件の専決処分について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る平成29年第4回定例会において可決されました圏央道の早急な4車線化及びスマートインターチェンジ等の設置を求める意見書につきましては、内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、茨城県知事へ、それぞれ提出いたしましたので報告いたします。

次に、今期臨時会に執行部より出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

○

会期の決定について

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

○

議員派遣の件

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。本件については、お手元の資料のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第1号ないし日程第7、議案第4号の4件を一括議題といたします。

—————○—————

議案第1号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） おはようございます。

本日、平成30年第1回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本臨時会に提出いたしました議案は、条例の改正、補正予算及び工事請負契約の締結の全部で4件であります。それでは、議案の順に従いまして御説明申し上げます。

議案第1号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき一般職の勤勉手当の率の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について、平成29年度からの支給月数を年0.05月引き上げるものであります。

議案第2号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、平成29年4月にさかのぼって給料月額を平均0.2%引き上げるものであります。あわせて勤勉手当について、平成29年度から支給月数を0.1月引き上げ、再任用職員においては年0.05月引き上げるものであります。

議案第3号は、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第5号）でありまして、既定の予算額に1,943万3,000円を追加し、予算の総額を262億401万6,000円とする

もので、歳入歳出予算について補正するものであります。

本件は、平成29年度の人事院勧告に基づく常勤職員及び議員における給与、議員報酬、手当等の増額計上であり、その全額を財政調整基金により措置するものであります。

議案第4号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、平成29・30年度牛久運動公園武道館新築工事（建築工事）について、工事請負契約を締結するものであり、牛久運動公園体育館東側に延べ床面積1,694.26平方メートルの武道施設を建設するもので、去る平成29年12月25日に一般競争入札を執行し、大昭・木村特定建設工事共同企業体が4億6,310万4,000円で落札したものであります。

以上が、条例の改正、一般会計補正予算等の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第1号ないし議案第4号の4件について順次質疑を許します。

初めに、議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑を許します。13番山本伸子君。

○13番（山本伸子君） おはようございます。

それでは、議案第2号について質問させていただきます。

第2条の第2項に加えられた2号について質問いたします。

まず、8番として、牛久市職員組合の組合費を給与から控除することになっています。これに関しましては、聞くところによりますと、平成19年までは慣例により行っていた控除を、平成19年の第4回定例会において条例化した際に、給与からの控除を行うのをやめたと理解しているところですが。それでは、今現状はどのような徴収方法を行っているのでしょうか。

また、今回条例改正をして再び給与から控除することになった経緯には何があるのでしょうか。組合との交渉においての合意によるものなのかというところを確認したいと思います。

そして、今回このタイミングで改正することになったいきさつも、あわせて伺いたします。

そして9番、市長が特に必要と認めるものとありますが、具体的にどのようなことを想定してこの項目が追加されたのでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今までの経緯でございますが、平成20年度から組合費の給与控除の中止につきまして

て、職員団体の組合費を給与から控除することは、当局の組合に対する便宜供与となるおそれがあること、また組合費の徴収は組合活動そのものであり、職員団体が組合員から直接徴収するものであるとの判断で、控除を中止したものでございます。

その後、組合から、給与控除につきましては要求が出されておりました、交渉を継続しておりましたが、給与から組合費を天引きするチェックオフ廃止に対する平成27年の泉佐野市の大阪地裁判決や、大阪市の不当労働行為再審査事件の命令書交付等を受け、昨年より具体的な協議を組合としてまいりました。

このたび交渉の結果、給与控除できる項目に追加することで合意したものでございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 失礼いたしました。もう1点、今後、控除される項目が予定されているかということでございますが、組合費のほかに個人型確定拠出年金、こちらの制度が昨年改正されまして、企業や団体を契約者として加入者の自助努力によって老後の生活資金を準備するための団体年金保険の一種でございますが、こちらを予定しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、その給与からの控除の対象となる組合員、この方々は今どれくらいいらっしゃるのか。それから、その方たちの組合費を給与から控除することになった場合の、具体的な行政側の事務作業はどのようになって、組合費はどのように組合に支払われるのか。また、その際、給与システムの改修費用、そういったものが発生するののか。発生した場合は、その費用はどこが負担するのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） まず1点目でございますが、まず組合員の人数でございますが、実際は職員今370名おりまして、その中に課長補佐以上の管理職が128名、あと職務上非組といいまして、実際の管理職ではないんですが、やっている業務が組合に入れない非組合員の職員が七、八名おります。実際370名からその人数を引きますと、大体230名程度が組合員の対象となります。

それから、実際の事務作業でございますが、これは職員が今現在システムを使って口座引き落としの作業をしておりますので、その項目の中に組合費の項目をふやして、そこにチェックをして処理をして、組合から該当する方の名簿をいただいてチェックをして、そして毎月その方の給与をチェックオフして、組合に一括して口座に入れるという作業になります。こちらはシステムの改修費用は、実際職員がやりますのでかかりません。ですので、そのシステム費用は特には負担する部署もありません。職員の人件費ということではあるかもしれませんが、そ

ういったシステムの負担はありません。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第4号の4件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第4号の4件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。6番杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 議案第2号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

賛成する第1の点は、池邊前市長が強行した組合費の天引き廃止をもとに戻すことであります。

前市長は、組合費の天引きを違法な便宜供与と強弁しましたが、先ほどの説明にもありましたように、既に2015年に中央労働委員会は大阪市が強行した組合費の天引き廃止を不当労働行為として認定し、2016年には大阪府労働委員会が泉佐野市の組合費天引き中止を不当労働行為として認定するなど、民間企業での同様の案件はもっと早くからであります。労働委員会の見解は統一しております。

裁判でも、民間では既に1996年に、最高裁が岡山電気軌道の組合費天引き廃止を不当労働行為と認定し、認定取り消しのための上告を棄却しています。

労働組合法は第7条で、使用者からの便宜供与についても組合の自主性を損なわない場合と

して、1、労働時間中の団体交渉、労使協議の有給保障、2、福利厚生基金への補助、3、最小限の広さの組合事務所の供与を明記しております。そして、在籍専従の承認、組合掲示板の場所の貸与、組合費のチェックオフ制度など、種々の便宜供与の慣行も定着しているところがあります。

チェックオフは本来、労使協定を結び実施するものですが、公務員は労働基本権の一部が制限されているため、条例によって実施するものであり、今回の条例改正は労使関係の正常化と不当労働行為の解消にとって適切な措置と言えるものです。

議案第2号に賛成する第2の点は、職員給与を改善することです。

周知のとおり、公務員の給与は、国家公務員の場合は俸給表、地方公務員の場合は給料表に基づく基本給と諸手当、賞与によって構成されます。平成29年人事院勧告は昨年8月8日に行われ、人事院総裁談話で、本年は民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、本年4月分の月例給について民間給与が国家公務員給与を平均631円、0.15%上回る結果となりました。そのため俸給表の水準を引き上げるとともに、本府省業務調整手当の手当額を引き上げることとしました。また、特別給、ボーナスについても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、年間4.40月分に引き上げることとしました、と述べました。

続いて、茨城県人事委員会は、昨年10月16日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。月例給については、民間が県職員を529円、0.14%上回ったことから、給料表の引き上げ改定を行うとともに、ボーナスについても4.30月から4.40月に引き上げることとしました。勧告どおりに実施されれば、月例給、ボーナスともに4年連続の引き上げとなります。このほか本年の勧告では、有為な人材の確保の観点から、初任給調整手当の見直し、さらに退職手当の見直しを検討する必要があることとしました。

牛久市の場合、国家公務員の給与を100として比較すると、いわゆるラスパイレス指数がありますが、基本給ベースで昨年4月現在で95.3にすぎません。これは茨城県内44市町村のうち、実にワースト2位の43位であります。驚くべき状態にあり、これでは優秀な人材を集めるといっても難しい状況ではないでしょうか。県北などよりも比較的高い地域手当を含めても、95.3、40位ということですから、いかに給料表に基づく基本給が低いかを示しています。

今回は給料表とともに勤勉手当、いわゆるボーナスのアップも図ることになっておりますが、大学新卒の初任給に近い1級の29号級の給料月額を見ても、わずかに1,000円、0.54%アップ程度ですので、一層の改善が必要ではないかということを申し上げつつ、賛成討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号ないし議案第4号の4件について順次採決いたします。

初めに、議案第1号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成30年第1回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

署名議員 鈴 木 かずみ

署名議員 利根川 英 雄